



島根県報

平成17年11月29日(火)
号外第109号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
技能労務職員の期末手当の特例に関する規則	(")	4

公企規程

島根県企業職員の期末手当の特例に関する規程		6
-----------------------	--	---

教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	7
最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替え等に関する規則	(")	8
労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	(")	9
労務職員の期末手当の特例に関する規則	(")	10

人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		10
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		14
最高号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則		15
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		16
最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則		17

公布された条例等のあらまし

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第123号)

1 規則の概要

- (1) 給料表の改正(別表第1関係)
- (2) 給料の調整額の調整基本額表の改正(別表第4関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年12月1日から施行することとした。

技能労務職員の期末手当の特例に関する規則(規則第124号)

1 規則の概要

- (1) 減額内容(第1条関係)

平成17年12月に支給する期末手当の額を、規則第123号により改正された後の規定及び技能労務職員の給与の特例に関する規則(以下「特例規則」という。)の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすることとした。

ア 平成17年4月1日において技能労務職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)及び特勤手当(準ずる手当を含む。)の月額(給料及び特勤手当の月額については、特例規則の規定による減額後の額)の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数(以下「調整月数」という。)を乗じて得た額

イ 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額(特例規則の規定による額の合計額)に100分の0.36を乗じて得た額

(2) 調整月数の特例(第4条関係)

平成17年4月から同年11月までの間に、在職しなかった期間等がある技能労務職員の調整月数は、当該期間等がある月数を調整月数から減じた月数とすることとした。

2 施行期日

平成17年12月1日から施行することとした。

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第123号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項中「別表第3」を「、別表第3」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の区分	職 務 の 級	1 級	2 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員 以外の職員		円	円
	1	-	157,000
	2	131,500	164,200
	3	135,600	170,900
	4	140,300	176,600
	5	145,100	182,100
	6	151,000	186,800
	7	157,000	192,200
	8	164,200	197,600
	9	170,900	202,400
	10	176,600	208,000
	11	182,100	213,800
	12	186,800	220,200
	13	192,200	226,200
	14	197,600	233,000
	15	202,400	240,800
	16	208,000	250,000
	17	213,800	258,000
	18	220,200	266,000
	19	226,200	274,000
	20	233,000	282,400
	21	240,800	291,800
	22	250,000	301,600
	23	258,000	310,800
	24	266,000	321,900
	25	273,000	329,400
	26	280,400	336,900
	27	288,800	343,900
	28	293,200	350,900
	29	298,500	360,000
	30	303,800	368,900
	31	307,700	377,500
	32	311,300	385,000
	33		390,500
	34		395,500
	35		398,900
	36		401,400
	37		403,800
	38		406,200
	39		411,500
	40		415,200
	41		418,700
42		422,200	
再任用職員		211,500	227,800

別表第4を次のように改める。

別表第4(第3条の3関係)

給料の調整額の調整基本額表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,800円(2号給にあつては5,917円、3号給にあつては6,102円、4号給にあつては6,313円、5号給にあつては6,529円、6号給にあつては6,795円)
2 級	9,700円(1号給にあつては7,065円、2号給にあつては7,389円、3号給にあつては7,690円、4号給にあつては7,947円、5号給にあつては8,194円、6号給にあつては8,406円、7号給にあつては8,649円、8号給にあつては8,892円、9号給にあつては9,108円、10号給にあつては9,360円、11号給にあつては9,621円)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成17年12月1日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の変更等)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、附則別表の旧給料月額欄に掲げる施行日の前日におけるその者の給料月額に対応する同表の新給料月額欄に定める給料月額とする。
- 前項の規定により施行日における給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初のこの規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則第5条の規定により例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)第4条第8項ただし書又は技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成15年島根県規則第33号)附則第2項若しくは第3項の規定の適用については、施行日の前日におけるその者の給料月額を受けていた期間を施行日におけるその者の給料月額を受ける期間に通算する。
(給料の変更及び当該変更に伴う措置)
- 職員の給料の変更及び当該変更に伴う措置については、この規則に定めるもののほか別に定める。

附則別表

最高号給を超える職員の切替表

旧給料月額	新給料月額
円	円
427,100	425,700
430,600	429,200
434,100	432,700
437,600	436,200
441,100	439,700

技能労務職員の期末手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第124号

技能労務職員の期末手当の特例に関する規則

(期末手当の特例)

第1条 平成17年12月1日に技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号。以下「規則」という。)第

2条第1項に規定する給料表の適用を受ける技能労務職員(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成17年島根県規則第123号)の規定による改正後の規則(以下「改正後の規則」という。)第5条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「条例」という。)第15条の5第1項後段の規定の適用を受ける技能労務職員を含む。以下「技能労務職員」という。)に平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規則第5条の規定によりその例によることとされる条例第15条の5第2項から第5項まで又は第16条の2第1項、第2項若しくは第4項の規定にかかわらず、これらの規定及び技能労務職員の給与の特例に関する規則(平成15年島根県規則第34号。以下「特例規則」という。)本則の規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日において技能労務職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(規則第5条の規定によりその例によることとされる条例第10条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)及び特勤勤務手当(規則第5条の規定によりその例によることとされる条例第11条の3の規定による手当を含む。以下この号において同じ。)の月額(給料及び特勤勤務手当の月額については、特例規則本則の規定による額をいう。)の合計額に100分の0.36を乗じて得た額(以下「第1号基礎額」という。)に、同年4月から同年11月までの月数(以下「調整月数」という。)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額(特例規則本則の規定による額の合計額をいう。)に100分の0.36を乗じて得た額

(調整額の特例)

第2条 平成17年6月に期末手当又は勤勉手当を支給された技能労務職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正後の規則第5条の規定によりその例によることとされる条例第15条の5第1項後段の規定の適用を受ける技能労務職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した技能労務職員以外の技能労務職員にあつては、調整額は、前条の規定にかかわらず、同条第1号に掲げる額とする。

(調整額の算定基礎となる給与の額)

第3条 第1条第1号に規定する合計額を算定する場合において、平成17年4月1日に当該合計額の算定の基礎となる給料(同号に規定する給料をいう。以下同じ。)その他の給与の全額が支給された技能労務職員以外の技能労務職員の当該合計額については、当該給料その他の給与の全額を支給されたものとみなして算定するものとする。

(在職しなかった期間等がある技能労務職員の調整月数の算定)

第4条 平成17年4月1日から同年11月30日までの期間において、次の各号のいずれかに該当する期間がある技能労務職員の調整月数は、当該期間の区分に応じ当該各号に掲げる月の数を調整月数から減じた月数とする。

(1) 技能労務職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間を含む。)当該期間のある月

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。)第28条第2項又は職員の休職の事由を定める条例(昭和47年島根県条例第4号)第2条の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間をいう。)当該期間のある月

(3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)当該期間のある月であつて、その月について支給された給料の額が第1号基礎額に満たないもの

(4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)第10条若しくは職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)第12条第3項の規定により給与を減額された期間又は法第38条第1項の規定による許

可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間 当該期間のある月

- (5) 規則第5条の規定によりその例によることとされる条例第12条の規定により給与を減額された期間 当該期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額が第1号基礎額に満たないもの(端数計算)

第5条 第1号基礎額又は第1条第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

島根県公営企業管理規程

島根県企業職員の期末手当の特例に関する規程をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第8号

島根県企業職員の期末手当の特例に関する規程

(企業職員の期末手当の特例)

第1条 平成17年12月1日に島根県企業職員の給与に関する規程(昭和41年島根県公営企業管理規程第6号。以下「企業職員規程」という。)の適用を受ける企業職員(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第59号。以下「企業職員条例」という。)第22条及び第23条に規定する企業職員を除く。以下「企業職員」という。)に平成17年12月に支給する期末手当の額は、企業職員規程第2条の規定にかかわらず、同条及び島根県企業職員の給与の特例に関する規程(平成15年島根県公営企業管理規程第3号。以下「特例規程」という。)第1条の規定により算定される期末手当の額(以下この条において「職員基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「職員調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、職員調整額が職員基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに企業職員となった者にあつては、新たに企業職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日))において企業職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当(企業職員規程第2条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第10条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)及び特勤勤務手当(給与条例第11条の3の規定による手当を含む。以下この号において同じ。)の月額(給与、管理職手当、調整手当及び特勤勤務手当の月額については、特例規程第1条の規定による額をいう。)の合計額に100分の0.36を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年4月から同年11月までの月数(以下「調整月数」という。)を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤労手当の合計額(特例規程第1条の規定による額の合計額をいう。)に100分の0.36を乗じて得た額

(調整額の特例)

第2条 平成17年6月に期末手当又は勤労手当を支給された企業職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正後の給与条例第15条の5第1項後段の規定の適用を受ける企業職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した企業職員以外の企業職員にあつては、職員調整額は、前条の規定にかかわらず、同条第1号に掲げる額とする。

(調整額の算定基礎となる給与の額)

第3条 第1条第1号に規定する合計額を算定する場合において、当該合計額の算定の基準となる日に当該合計額の算定の基礎となる給料(第1条第1号に規定する給料をいう。以下同じ。)その他の給与の全額が支給された企業職員以外

の企業職員の当該合計額については、当該給料その他の給与の全額を支給されたものとみなして算定するものとする。
(在職しなかった期間等がある企業職員の調整月数の算定)

第4条 平成17年4月1日から同年11月30日までの期間において、次の各号のいずれかに該当する期間がある企業職員の調整月数は、当該期間の区分に応じ当該各号に掲げる月の数を調整月数から減じた月数とする。

- (1) 企業職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間を含む。)当該期間のある月
- (2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間をいう。)当該期間のある月
- (3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)当該期間のある月であって、その月について支給された給料の額が基礎額に満たないもの
- (4) 企業職員条例第18条第2項の規定により給与を減額された期間又は法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間 当該期間のある月
- (5) 給与と条例第12条の規定により給与を減額された期間 当該期間のある月(前号に該当する月を除く。)であって、その月について支給された給料の額が基礎額に満たないもの
(端数計算)

第5条 基礎額又は第1条第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第29号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
第29条の9の前の見出しを削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第18条第2項第2号の県教育委員会規則で定める額は、交通用具使用者通勤手当表(別表第9の6)の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、同条第1項第2号に規定する自動車以外を使用する職員にあっては、同表に定める額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

附則に次の1項を加える。

- 12 市町村立学校の教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第73号)の施行の日に昇格又は降格した教職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして第12条の2又は第12条の3の規定を適用する。

別表第9の3を次のように改める。

別表第9の3(第26条の2関係)

給料の調整額の調整基本額表(中学校及び小学校教育職給料表)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円(2号給にあつては6,615円、3号給にあつては6,889円、4号給にあつては7,213円、5号給にあつては7,569円、6号給にあつては7,969円)
2 級	11,500円(2号給にあつては7,308円、3号給にあつては7,681円、4号給にあつては8,082円、5号給にあつては8,572円、6号給にあつては8,883円、7号給にあつては9,193円、8号給にあつては9,526円、9号給にあつては9,882円、10号給にあつては10,372円、11号給にあつては10,890円、12号給にあつては11,412円)
3 級	12,500円(1号給にあつては、12,474円)
4 級	13,600円

別表第9の5の次に次の1表を加える。

別表第9の6(第29条の9関係)

交通用具使用者通勤手当表

自動車等の使用距離	通勤手当の額
片道4キロメートル未満	2,100円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	3,500円
片道6キロメートル以上10キロメートル未満	5,500円
片道10キロメートル以上14キロメートル未満	7,900円
片道14キロメートル以上18キロメートル未満	10,200円
片道18キロメートル以上22キロメートル未満	12,500円
片道22キロメートル以上26キロメートル未満	14,700円
片道26キロメートル以上30キロメートル未満	16,800円
片道30キロメートル以上34キロメートル未満	18,900円
片道34キロメートル以上38キロメートル未満	21,000円
片道38キロメートル以上42キロメートル未満	23,000円
片道42キロメートル以上46キロメートル未満	25,100円
片道46キロメートル以上50キロメートル未満	27,100円
片道50キロメートル以上54キロメートル未満	29,100円
片道54キロメートル以上58キロメートル未満	31,000円
片道58キロメートル以上62キロメートル未満	33,000円
片道62キロメートル以上66キロメートル未満	34,900円
片道66キロメートル以上70キロメートル未満	36,900円
片道70キロメートル以上74キロメートル未満	38,800円
片道74キロメートル以上78キロメートル未満	40,700円
片道78キロメートル以上	42,600円

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第30号

最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替え等に関する規則

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

第1条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立学校給与条例」という。)別表第1又は職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)別表第1若しくは別表第5のイの医療職給料表(2)の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(市町村立学校給与条例別表第1の備考の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた教職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \\ & \frac{\text{その者の施行日の前日における給料月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級に} \\ & \text{おける最高の号給の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給と} \\ & \text{の差額}} + \\ & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額} \end{aligned}$$

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される教職員に対する施行日以後における最初の市町村立学校給与条例第12条第3項ただし書又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成15年島根県条例第11号)附則第2項若しくは第3項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(県教育委員会の定める教職員にあっては、県教育委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第31号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

給料の調整額の調整基本額表(技能労務職給料表)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,800円(2号給にあっては5,917円、3号給にあっては6,102円、4号給にあっては6,313円、5号給にあっては6,529円、6号給にあっては6,795円)
2 級	9,700円(1号給にあっては7,065円、2号給にあっては7,389円、3号給にあっては7,690円、4号給にあっては7,947円、5号給にあっては8,194円、6号給にあっては8,406円、7号給にあっては8,649円、8号給にあっては8,892円、9号給にあっては9,108円、10号給にあっては9,360円、11号給にあっては9,621円)

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

労務職員の期末手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第32号

労務職員の期末手当の特例に関する規則

労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号。以下「労務職員規則」という。）第1条に規定する島根県教育委員会事務局及び学校その他教育機関に勤務する労務職員に平成17年12月に支給する期末手当の額は、労務職員規則及び準用される技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）の規定にかかわらず、技能労務職員の期末手当の特例に関する規則（平成17年島根県規則第124号）の規定を準用して得られた額とする。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第24号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の9の前の見出しを削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第10条第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、交通用具使用者通勤手当表（別表第5の2）の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、同条第1項第2号に規定する自動車以外を使用する職員にあっては、同表に定める額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第12条の17第3項に次の1号を加える。

(3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第71号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第12条の18第3項に次の1号を加える。

(3) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第71号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 6 条関係)

給料の調整額の調整基本額表

ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円 (1 号給にあつては、8,271円)
4 級	9,700円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,200円
8 級	11,800円
9 級	12,800円
10 級	13,500円
11 級	15,400円

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円 (2 号給にあつては7,029円、 3 号給にあつては7,326円、 4 号給にあつては7,645円、 5 号給にあつては7,956円)
2 級	9,000円 (2 号給にあつては7,717円、 3 号給にあつては8,041円、 4 号給にあつては8,451円、 5 号給にあつては8,896円)
3 級	9,800円 (2 号給にあつては8,905円、 3 号給にあつては9,265円、 4 号給にあつては9,630円)
4 級	10,600円 (1 号給にあつては、10,363円)
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,200円
8 級	12,700円
9 級	13,200円
10 級	13,900円

ウ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円 (2 号給にあつては、7,924円)
3 級	9,600円 (1 号給にあつては9,211円、 2 号給にあつては9,531円)
4 級	10,200円
5 級	11,100円
6 級	11,900円
7 級	13,000円

工 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円 (2 号給にあつては6,817円、 3 号給にあつては7,069円、 4 号給にあつては7,330円、 5 号給にあつては7,609円、 6 号給にあつては7,974円)
2 級	9,900円 (2 号給にあつては8,023円、 3 号給にあつては8,401円、 4 号給にあつては8,820円、 5 号給にあつては9,072円、 6 号給にあつては9,337円、 7 号給にあつては9,603円)
3 級	10,200円 (1 号給にあつては、 9,909円)
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円
7 級	13,300円

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 (第 6 条の10関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	14,000
1 年以上 2 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	12,000
2 年以上 3 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	10,000
3 年以上 4 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	8,000
4 年以上 5 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	6,000
5 年以上 6 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	4,000
6 年以上 7 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	48,200	2,000
7 年以上 8 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	46,400	
8 年以上 9 年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	44,600	
9 年以上10年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	42,800	
10年以上11年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	41,000	
11年以上12年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	39,200	
12年以上13年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	37,400	
13年以上14年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	35,600	
14年以上15年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	34,200	
15年以上16年未満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	32,800	
16年以上17年未満	302,500	264,500	212,700	156,500	98,500	31,400	
17年以上18年未満	298,100	260,500	209,400	153,900	96,900	30,000	
18年以上19年未満	293,700	256,500	206,100	151,300	95,300	28,600	
19年以上20年未満	289,300	252,500	202,800	148,700	93,700	27,200	
20年以上21年未満	284,900	248,500	199,500	146,100	92,100	25,800	
21年以上22年未満	273,000	238,600	192,200	140,500	88,800	25,200	
22年以上23年未満	260,800	228,500	184,700	135,200	85,100	24,600	
23年以上24年未満	249,000	218,800	177,700	129,600	81,900	23,700	
24年以上25年未満	237,100	208,800	170,300	124,300	78,200	23,100	
25年以上26年未満	225,100	198,900	163,100	118,900	74,900	22,500	
26年以上27年未満	210,000	185,200	152,000	111,100	70,000	21,900	
27年以上28年未満	195,200	171,800	141,400	103,200	65,500	21,300	
28年以上29年未満	180,300	158,400	130,600	95,400	61,100	20,600	
29年以上30年未満	165,100	144,700	119,500	87,600	56,200	20,300	
30年以上31年未満	147,800	129,800	108,000	79,100	51,500	19,900	
31年以上32年未満	130,400	114,800	96,200	70,700	46,400	19,300	
32年以上33年未満	113,300	100,100	84,800	62,000	41,900	18,500	
33年以上34年未満	82,800	75,300	65,300	49,400	33,800	17,600	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 6 条の 7 各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において、「1 項職員」とは第 6 条の 5 第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは同条第 2 項の職を占める職員を、「3 項職員」とは同条第 3 項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1 種」とは第 6 条の 5 第 1 項第 1 号の職を占める職員を、「2 種」とは同項第 2 号の職を占める職員を、「3 種」とは同項第 3 号の職を占める職員を、「4 種」とは同項第 4 号の職を占める職員を、「5 種」とは同項第 5 号の職を占める職員をいう。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第5の2(第12条の9関係)

交通用具使用者通勤手当表

自動車等の使用距離	通勤手当の額
片道4キロメートル未満	2,100円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	3,500円
片道6キロメートル以上10キロメートル未満	5,500円
片道10キロメートル以上14キロメートル未満	7,900円
片道14キロメートル以上18キロメートル未満	10,200円
片道18キロメートル以上22キロメートル未満	12,500円
片道22キロメートル以上26キロメートル未満	14,700円
片道26キロメートル以上30キロメートル未満	16,800円
片道30キロメートル以上34キロメートル未満	18,900円
片道34キロメートル以上38キロメートル未満	21,000円
片道38キロメートル以上42キロメートル未満	23,000円
片道42キロメートル以上46キロメートル未満	25,100円
片道46キロメートル以上50キロメートル未満	27,100円
片道50キロメートル以上54キロメートル未満	29,100円
片道54キロメートル以上58キロメートル未満	31,000円
片道58キロメートル以上62キロメートル未満	33,000円
片道62キロメートル以上66キロメートル未満	34,900円
片道66キロメートル以上70キロメートル未満	36,900円
片道70キロメートル以上74キロメートル未満	38,800円
片道74キロメートル以上78キロメートル未満	40,700円
片道78キロメートル以上	42,600円

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第25号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 8 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第71号)の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして第22条又は第23条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

最高号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第26号

最高号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

第1条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \\ & \frac{\text{その者の施行日の前日における給料月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級に} \\ & \text{額(以下「旧給料月額」という。)} \quad \text{における最高の号給の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給と} \\ & \text{の差額}} + \\ & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額} \end{aligned}$$

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の条例第4条第8項ただし書又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年島根県条例第9号)附則第2項若しくは第3項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額の切替え)

第3条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
978,000	976,000
991,000	988,000

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定による給料月額の切替え)

第4条 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)第4条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
991,000	988,000

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第27号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第36条の9の見出しを削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第20条第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、交通用具使用者通勤手当表（別表第14）の左欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、同条第1項第2号に規定する自動車以外を使用する職員にあっては、同表に定める額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第36条の17第3項に次の1号を加える。

(3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある教育職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第72号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第36条の18第3項に次の1号を加える。

(3) 条例第21条の3第1項に規定する異動又は学校の移転の日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある教育職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第72号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

附則に次の1項を加える。

10 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第72号）の施行の日に昇格又は降格した教育職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして第16条の2又は第16条の3の規定を適用する。

別表第11の2を次のように改める。

別表第11の2（第26条関係）

給料の調整額の調整基本額表

ア 大学教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,000円（2号給にあっては9,099円、3号給にあっては9,490円、4号給にあっては9,891円、5号給にあっては10,318円、6号給にあっては10,741円）
2 級	12,600円（1号給にあっては11,335円、2号給にあっては11,916円、3号給にあっては12,487円）
3 級	13,500円（1号給にあっては12,816円、2号給にあっては13,482円）
4 級	16,100円

イ 高等学校等教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
	9,300円（2号給にあっては6,615円、3号給にあっては6,889円、4号給にあっては7,213円、5

1 級	号給にあつては7,569円、6号給にあつては7,969円、7号給にあつては8,419円、8号給にあつては8,716円、9号給にあつては9,013円)
2 級	11,600円(2号給にあつては8,572円、3号給にあつては8,883円、4号給にあつては9,193円、5号給にあつては9,526円、6号給にあつては9,882円、7号給にあつては10,372円、8号給にあつては10,890円、9号給にあつては11,412円)
3 級	12,900円
4 級	14,000円

別表第14を次のように改める。

別表第14(第36条の9関係)

交通用具使用者通勤手当表

自動車等の使用距離	通勤手当の額
片道4キロメートル未満	2,100円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	3,500円
片道6キロメートル以上10キロメートル未満	5,500円
片道10キロメートル以上14キロメートル未満	7,900円
片道14キロメートル以上18キロメートル未満	10,200円
片道18キロメートル以上22キロメートル未満	12,500円
片道22キロメートル以上26キロメートル未満	14,700円
片道26キロメートル以上30キロメートル未満	16,800円
片道30キロメートル以上34キロメートル未満	18,900円
片道34キロメートル以上38キロメートル未満	21,000円
片道38キロメートル以上42キロメートル未満	23,000円
片道42キロメートル以上46キロメートル未満	25,100円
片道46キロメートル以上50キロメートル未満	27,100円
片道50キロメートル以上54キロメートル未満	29,100円
片道54キロメートル以上58キロメートル未満	31,000円
片道58キロメートル以上62キロメートル未満	33,000円
片道62キロメートル以上66キロメートル未満	34,900円
片道66キロメートル以上70キロメートル未満	36,900円
片道70キロメートル以上74キロメートル未満	38,800円
片道74キロメートル以上78キロメートル未満	40,700円
片道78キロメートル以上	42,600円

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第28号

最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

第1条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号。以下「条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(条例別表第2の備考の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた教育職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \\
 & \frac{\text{その者の施行日の前日における給料月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級に} \\
 & \text{額(以下「旧給料月額」という。)} \quad \text{における最高の号給の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給と}} + \\
 & \text{の差額} \\
 & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}
 \end{aligned}$$

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される教育職員に対する施行日以後における最初の条例第11条第3項ただし書又は県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年島根県条例第10号)附則第2項若しくは第3項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める教育職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。